

入札（見積合せ）結果調書

物 品 名	旭川空港保安用地生産牧草生草（立毛状態）			
契 約 方 法	随意契約			
及 び	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
根 拠 法 令				
契 約 の 相 手 方	上川郡東神楽町北1条東1丁目2番1号 東神楽農業協同組合 代表理事組合長 岸本文孝			
契 約 金 額	2,306,700円 （うち消費税及び地方消費税相当額 209,700円）			
引 渡 期 限	令和2年9月23日			
契 約 担 当 課	地域振興部 旭川空港事務所			
入札（見積）日時	令和2年7月1日 13時30分			
入札（見積）場所	旭川空港事務所			
入 札 （ 見 積 ） 結 果				
	業 者 名	第 1 回	第 2 回	入札等の 執行状況
1	東神楽農業協同組合	2,097,000円		決定
2				
3				
4				
5				
一者特命の 随意契約と した理由	<p>旭川空港保安用地（以下「保安用地」という。）は、通行するのに最低限必要な覆土を施しただけの岩塊質な土地であり、一般的な田畑とは性質が異なる。また、土地が丘陵地であり、不規則な土地形状をしているといった特性があるため、土質や土地の形状を熟知していないと、採草の際に牧草地を傷めてしまう。</p> <p>採草は毎年行うもので、採草にあたっては、牧草地や牧草を傷めないよう、保安用地の土質や土地の形状を熟知している者が行う必要があるため、競争入札には適さない。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号，旭川市随意契約ガイドライン 2(1)ア(イ)）</p> <p>土質や土地の形状を熟知している者は、保安用地の元地権者であるが、今回牧草を売り払う保安用地の元地権者は複数名いること、及び、採草した牧草をロール化し運搬する作業は、一括して行った方が効率的であることから、元地権者が組合員となっている、東神楽農業協同組合一者を見積書徴収業者に選定した。</p>			